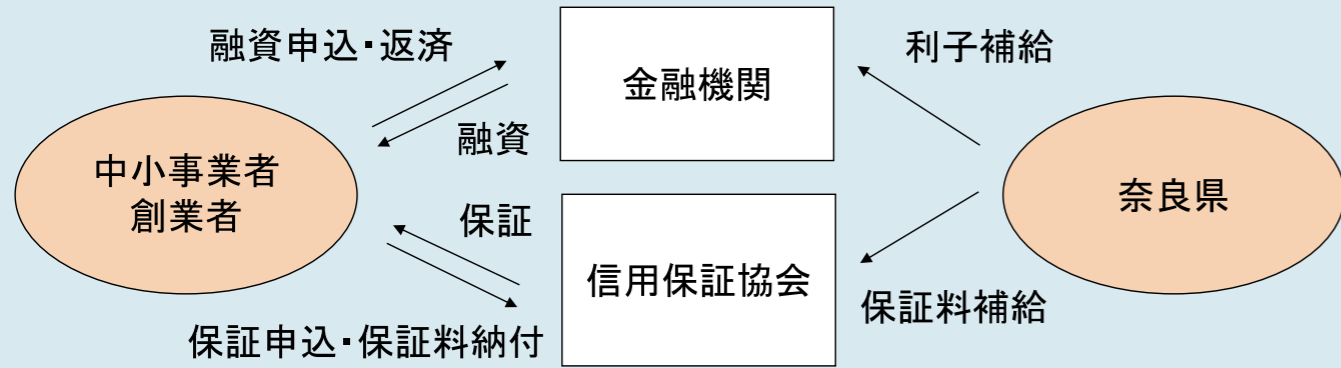


制度融資とは

制度融資とは、融資条件（融資利率・融資限度額など）を奈良県が定め、奈良県信用保証協会が保証を行い、金融機関が融資を行う制度です。県が利子と保証料の一部又は全部を負担することにより、中小事業者の皆様が資金調達される際の負担軽減を図ることを目的としています。



融資の対象となる方

- 県内に事業所を有し、現に事業を営んでいる、県税に滞納のない中小事業者
 - これから県内で新たに事業を始めようとする、県税に滞納のない中小事業者
 - これから県内で新たに中小事業者として創業しようとする者
- ※ 資金使途は県内で行う事業に係るものとする

○中小事業者

■会社、個人事業者（資本金又は従業員数のいずれかの要件を満たしていること）

業種	資本金	従業員数		業種	資本金	従業員数	
		小規模企業者	小規模企業者				
製造業等(建設業・運輸業含む)	3億円以下	300人以下	20人以下	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	ソフトウェア業	3億円以下	300人以下	20人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下	情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	20人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下	20人以下
医療法人等	-	300人以下	20人以下				

■特定非営利活動法人(NPO)

業種	従業員数		業種	資本金	従業員数	
	小規模企業者	小規模企業者				
製造業等(建設業・運輸業含む)	300人以下	20人以下				
卸売業	100人以下	5人以下				
小売業	50人以下	5人以下				
サービス業	100人以下	5人以下				

[特定非営利活動法人(NPO)の方がご利用できない資金]
 ・小規模企業者資金
 ・事業承継資金(経営承継関連保証)
 ・事業承継資金【小規模企業者枠】
 ・再生支援資金
 ・創業資金
 ・創業資金【ブラッシュアップ枠】
 ・創業資金【飲食店枠】
 ・創業資金【宿泊施設枠】
 ・創業資金【南部・東部枠】
 ・創業資金【女性・若者・シニア・UIJターン枠】

■組合

法律に基づいて設立された、事業協同組合、協業組合、商工組合等及びその連合会

融資の一般的な流れ

1 相談

まずは制度融資の取扱金融機関・信用保証協会・奈良県経営支援課等でご相談ください。

金融機関や信用保証協会でご相談されると、より具体的な相談が可能です。

2 融資申し込み

※認定・確認等

金融機関で融資を、信用保証協会では保証を申し込みます。

融資申し込みに関する書類は金融機関所定です。県税事務所で取得できる県税に滞納がないことの証明書や決算書、税務申告書等を提出する必要があります。同時に、金融機関を経由して、信用保証協会への保証申し込みも行うことになります。

3 審査

金融機関と信用保証協会の審査を受けます。

金融機関と信用保証協会が、経営状況や事業内容の審査を行います。

※融資の是非は金融機関と信用保証協会が決定します。県が審査の内容に関与することはありません。

担保及び保証人が必要となる場合があります。法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

4 融資

審査を通り、融資が決定されると、融資が実行されます。

同時に、事業者は信用保証協会へ保証料を納付します。

5 返済

金融機関へ返済をします。

据置期間を設定した場合、据置期間中は利子のみの返済となります。

※認定・確認等

- 融資・保証申し込み、奈良県知事や市町村長等の認定等が必要な資金があります。
- 認定書には有効期限が定められています。

知事認定要

- SDGs推進資金
- 事業承継資金(経営承継関連保証)
- 経済緊急資金【経営環境変化・災害枠】
- チャレンジ資金【経営革新計画枠】
- チャレンジ資金【研究開発枠】
- チャレンジ資金【宿泊施設整備枠】
- 創業資金【ブラッシュアップ枠】
- 創業資金【飲食店枠】
- 創業資金【宿泊施設枠】
- 創業資金【南部・東部枠】
- 創業資金【女性・若者・シニア・UIJターン枠】

知事認証要

- SDGs推進資金【スタンダード認証枠】
- SDGs推進資金【アドバンス認証枠】

知事承認要

- チャレンジ資金(地域未来投資促進)

知事確認要

- 創業資金(離職者等起業促進)

市町村長認定要

- 経済緊急資金【セーフティネット枠】
- 経済緊急資金【危機関連枠】

融資に関するお問い合わせ先

奈良県

経営支援課	○知事認定等について
金融支援係 0742-27-8807	経済緊急資金【経営環境変化・災害枠】 チャレンジ資金【経営革新計画枠】 チャレンジ資金【研究開発枠】 創業資金【離職者等起業促進】 創業資金【ブラッシュアップ枠】 創業資金【飲食店枠】 創業資金【南部・東部枠】 創業資金【女性・若者・シニア・UIJターン枠】 その他制度融資全般について
経営力向上係 0742-27-8131	事業承継資金（経営承継関連保証）
産業創造課	○知事認定等について
産業連携・脱炭素化 推進係 0742-27-8814	SDGs推進資金【スタンダード認証枠】 SDGs推進資金【アドバンス認証枠】
宿泊施設誘致係 0742-27-8872	チャレンジ資金【宿泊施設整備枠】 創業資金【宿泊施設枠】
企業誘致係 0742-27-8813	チャレンジ資金（地域未来投資促進）
人材・雇用政策課 0742-27-8828	○知事認定等について SDGs推進資金
県産材利用推進課 0742-27-7476	○知事認定等について チャレンジ資金【経営革新計画枠】 創業資金【ブラッシュアップ枠】 ※ともに県産木材利用促進に関すること

奈良県信用保証協会

保証支援課 0742-33-0710 保証業務全般	創業支援課 0742-33-3520 創業支援	経営支援課 0742-33-0559 経営・再生支援
---------------------------------	-------------------------------	----------------------------------

※令和7年4月時点

融資に関するお問い合わせ先

取扱金融機関（順不同）

○金融機関の店舗によっては融資受付を行っていない場合があります。融資申込に際して、取扱窓口は事前にご確認ください。

南都銀行	大和信用金庫
奈良中央信用金庫	奈良信用金庫
りそな銀行	京都銀行
紀陽銀行	みずほ銀行
三菱UFJ銀行	あいち銀行
三十三銀行	関西みらい銀行
大阪シティ信用金庫	新宮信用金庫
京都中央信用金庫	北伊勢上野信用金庫
三井住友銀行	近畿産業信用組合
商工中金奈良支店※	

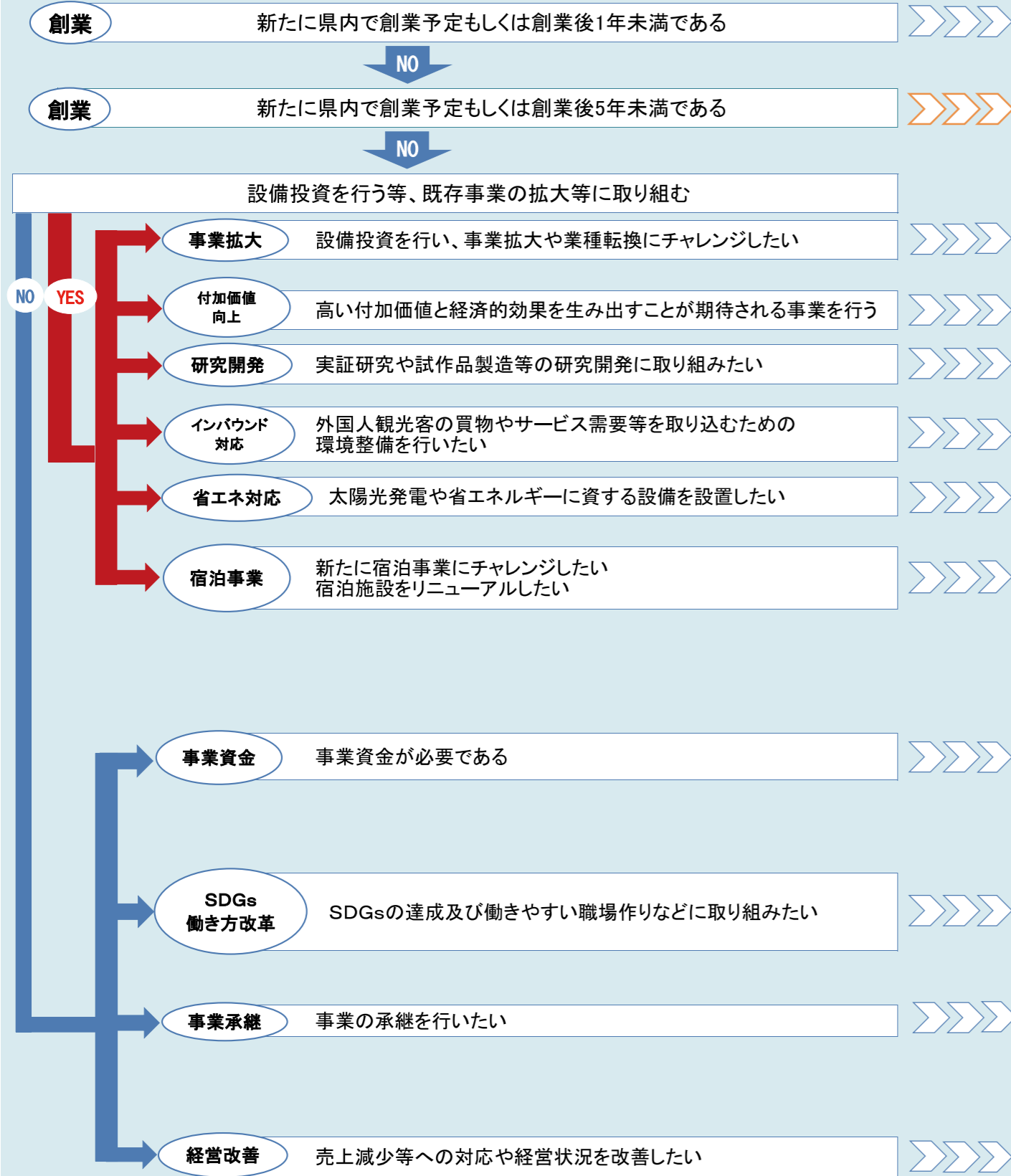
※「組織強化資金」は商工中金のみ取扱対象
「地域産業振興資金」は商工中金のみ取扱対象外

関係団体

奈良商工会議所 0742-52-1777	奈良県商工会連合会 0742-53-4411	奈良県地域産業振興センター 0742-36-8311
大和高田商工会議所 0745-22-2201	奈良県中小企業団体中央会 0742-41-3200	奈良県よろず支援拠点 0742-81-3840
橿原商工会議所 0744-28-4400	奈良県部落解放企業連合会 0744-23-3535	奈良県事業承継・引継ぎ支援センター 0742-53-5888
生駒商工会議所 0743-74-3515	なら人権情報センター 0744-33-8585	奈良県中小企業活性化協議会 0742-52-5110

●資金別フローチャート

下記は主な例示です。資金ごとの条件によっては、該当資金が利用できない場合もありますので、ご了承ください。



資金名	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率	保証料率	該当ページ
創業資金【ブラッシュアップ枠】(※1)	1,500万円	7年 (1年)	0%	0%	P.19
創業資金【飲食店枠】(※1)					P.21
創業資金【宿泊施設枠】(※1)					
創業資金【南部・東部枠】(※1)					
創業資金【女性・若者・シニア・UIターン枠】(※1)					
創業資金	3,500万円		1.575%	0.8% (離職者等は0%)(※1)	P.19

チャレンジ資金	2億8,000万円	設備15年(1年) 運転10年(1年)	金融機関所定	0~1.2%	P.15
チャレンジ資金【経営革新計画枠】(※1)	5,000万円		0%	0%	
チャレンジ資金【小規模企業者枠】			金融機関所定 又は1.7%		
チャレンジ資金【地域未来投資促進】(※1)	2億8,000万円	設備15年(1年) 運転7年(1年)	金融機関所定	0%	P.15
チャレンジ資金【研究開発枠】(※1)	5,000万円	15年(5年)	0%	0%	P.17
チャレンジ資金【インバウンド枠】	5,000万円	設備15年(1年) 運転10年(1年)	金融機関所定	0%	P.17
チャレンジ資金【脱炭素枠】	2億8,000万円	設備15年(1年)	金融機関所定	0~0.96%	P.17
チャレンジ資金【宿泊施設整備枠】(※1)	2億8,000万円	設備20年(1年) 運転10年(1年)	1.75% (5年間を上限に 別途利子補助あり)	0~0.9%	P.17

組織強化資金	設備(組合)1億円 (組合員)8,000万円 運転(組合)1億円 (組合員)7,000万円	設備10年(1年) 運転7年(1年)	1.775%	-	P.9
経営強化資金	5,000万円	10年(1年)	金融機関所定 又は1.775%	0.45~1.56%	
小規模企業者資金	2,000万円		金融機関所定 又は1.575%	0.23~1.59%	
地域産業振興資金	5,000万円		0.18~1.29%		

SDGs推進資金(※1)	5,000万円	7年(1年)	金融機関所定	0%	P.11
SDGs推進資金【スタンダード認証枠】(※1)	5,000万円	10年(1年)			
SDGs推進資金【アドバンス認証枠】(※1)	1億円	設備15年(1年) 運転10年(1年)			





事業承継資金(※1)	1億円	10年(1年)	金融機関所定 又は1.575%	0%	P.11
事業承継資金【小規模企業者枠】	2,000万円				





再生支援資金	5,000万円	15年(1年)	1.75%	0.6%	P.11
経済緊急資金【経営環境変化・災害枠】(※1)	5,000万円	7年(1年)	金融機関所定 又は1.7%、1.75%	0.45~1.56%	P.13
経済緊急資金【セーフティネット枠】(※2)		運転7年(1年)	金融機関所定 又は1.7%、1.75%	(1,2,3,4,6号)0.70% (5,7,8号)0.63%	
経済緊急資金【危機関連枠】(※2)		運転10年(2年)	金融機関所定 又は1.675%	0.6%	

(※1)知事認定等が必要な資金です。

お問い合わせ先は5ページ「融資に関するお問い合わせ先」をご覧ください。

(※2)市町村長の認定が必要な資金です。詳細は事業所の所在する市町村にお問い合わせください。

一般事業資金								
資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額		融資期間 (うち据置)	融資利率	保証料率	備考
組織強化資金	中小企業等協同組合、商工組合、その他組合で 商工中金の融資対象となる団体及び組合員の方	設備	組合：1億円 組合員：8,000万円		10年 (1年)	1.775%	-	取扱金融機関： 商工組合中央金庫のみ 借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。 
		運転	組合：1億円 組合員：7,000万円		7年 (1年)			
経営強化資金	事業資金を必要とする方	設備 運転 運設	5,000万円			金融機関所定 又は 1.775%	0.45%～1.56% ※P.23保証料率表 区分(D)参照	信用保証協会の保証付融資（県制度融資 を含む場合に限る。）からの借換可 ※詳しくはこちらをご覧ください。 
創業資金者	過去に県制度融資の「創業資金（各種枠等を含む。）」を利用した方で、創業後5年未満の方						0.45%～0.8% ※P.23保証料率表区分(D)参照 ただし、CRD区分1～6に該当 する方の保証料率は一律0.8%	
小規模企業者資金 (責任共有制度対象外)	小規模企業者で事業資金を必要とする方	設備 運転 運設	2,000万円 ※融資限度額は、既保証 債務残高との合計で 2,000万円の範囲		10年 (1年)	金融機関所定 又は 1.575%	0.23%～1.59% ※P.23保証料率表 区分(E)参照	借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。 
地域産業振興資金	地域産業事業者で事業資金を必要とする方	設備 運転 運設	5,000万円				0.18%～1.29% ※P.23保証料率表 区分(F)参照	信用保証協会の保証付融資（県制度融資 を含む場合に限る。）からの借換可 ※商工組合中央金庫は取扱対象外 ※詳しくはこちらをご覧ください。 

一般事業資金								
資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	融資期間 (うち据置)	融資利率	保証料率	備考	
SDGs推進資金 融資対象(3)は知事認定要	次の(1)~(3)のいずれかに該当する方 (1)次の①~⑧のいずれかに該当する方 ①「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」の登録を受けた方 ②「奈良県福祉・介護事業所認証制度」の認証を受けた方 ③「なら女性活躍推進倶楽部会員」の登録を受けた方 ④「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定(くるみん認定)を受けた方 ⑤「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定(えるぼし認定)を受けた方 ⑥「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づく認定(ユースエール認定)を受けた方 ⑦「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けた方 ⑧「奈良県きらぼし建設企業応援制度」の認定を受けた方のうち、働き方改革の項目について取り組みをしている方 (2)賃上げ促進税制の適用を受けた方 (3)職場環境及び福利厚生充実を図る施設・設備の整備を行う方であって、知事の認定を受けた方	設備 運転 運設	5,000万円 ※融資対象(3)は運転資金のみの利用不可	7年 (1年)	金融機関所定	0% (奈良県が全額負担)	融資対象(1)①~⑧の認定等申請先 ①奈良県 人材・雇用政策課 ②奈良県 地域包括支援課 ③奈良県 こども・女性課 ④奈良労働局 雇用環境・均等室 ⑤奈良労働局 雇用環境・均等室 ⑥奈良労働局 職業安定課 ⑦健康経営優良法人認定事務局 ⑧奈良県 建設産業課 融資対象(3)の知事認定申請先: 奈良県 人材・雇用政策課 認定年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。 信用保証協会の保証付融資(県制度融資を含む場合に限り)からの借換可 ただし、融資対象者(3)は借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。 	
	スタンダード認証枠 知事認定要	「奈良県SDGs企業認証制度」のスタンダード認証を受けた方	設備 運転 運設	5,000万円			10年 (1年)	知事認定申請先: 奈良県 産業創造課 産業連携・脱炭素化推進係 信用保証協会の保証付融資(県制度融資を含む場合に限り)からの借換可 ※詳しくはこちらをご覧ください。 
	アドバンス認証枠 知事認定要	「奈良県SDGs企業認証制度」のアドバンス認証を受けた方	設備 運設 運転	1億円			15年 (1年) 10年 (1年)	融資対象(1)の知事認定申請先: 奈良県 経営支援課 経営力向上係 ※融資対象(1)、(2)の併用は不可 借換不可 ※詳しくはこちらをご覧ください。 
事業承継資金 融資対象(1)は知事認定要	次の(1)、(2)のいずれかに該当する方 (1)事業を譲り受け、又は譲り受けようとする方で、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく知事の認定を受けた方(経営承継関連保証) (2)奈良県事業承継・引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関(P.16下段参照)の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業を譲り受け、又は譲り受けようとする方(一般保証)	設備 運転 運設	1億円 (※融資対象(1)は別枠保証)	10年 (1年)	金融機関所定 又は 1.575%	0.23%~1.59% ※P.23保証料率表 区分(E)参照	※詳しくはこちらをご覧ください。 	
	小規模企業者枠 (責任共有制度対象外)	小規模企業者のうち、取扱金融機関、商工会議所又は商工会の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業を譲り受け、又は譲り受けようとする方					2,000万円 ※融資限度額は、既保証債務残高との合計で2,000万円の範囲	信用保証協会の保証付融資からの借換可 ※詳しくはこちらをご覧ください。 
再生支援資金	「産業競争力強化法」に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方	設備 運転 運設	5,000万円 (別枠保証)	15年 (1年)	1.75%	0.6%	信用保証協会の保証付融資からの借換可 ※詳しくはこちらをご覧ください。 	

経済緊急資金

資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	融資期間 (うち据置)	融資利率	保証料率	備考
経済緊急資金							
経営環境変化 ・ 災害 枠 融資対象(1)は知事認定要	(1)次の①～④のいずれかに該当するとして知事の認定を受けた方 ①エネルギーの有効利用に資する設備を設置する方 ②災害により被害を受けた方 ③関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債権を有する方 ④地域振興対策として経営の合理化・近代化を図る方 (2)最近3か月の月平均売上高又は売上総利益もしくは営業利益が前年同期比5%以上減少している方 (3)知事が定める社会的要因による突発的出費又は業況の悪化により資金繰りに支障をきたしている方	設備 運転 運設	5,000万円 ※ただし、(1)③と(2)は運転資金のみ	7年 (1年)	金融機関所定 又は 5年以内 1.7% 5年超 1.75%	0.45%～1.56% ※P.23保証料率表 区分(D)参照	融資対象(1)の知事認定申請先: 奈良県 経営支援課 金融支援係 認定年度中(3月末日まで)に融資実行を受けてください。 信用保証協会の保証付融資(県制度融資を含む場合に限る。)からの借換可 ※詳しくはこちらをご覧ください。 
セーフティネット枠 (責任共有制度対象外) 市町村長認定要	「中小企業信用保険法」に規定する「特定中小企業者」のうち、次の1号～8号のいずれかに該当するとして市町村長の認定を受けた方 1号 連鎖倒産の防止 2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 3号 突発的災害(事故等) 4号 突発的災害(自然災害等) 5号 業況の悪化している業種(全国的) 6号 取引金融機関の破綻 7号 取引金融機関の経営の合理化に伴う金融取引の調整 8号 取引金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡 ※詳しくはこちらをご覧ください。 	運転	5,000万円 (別枠保証)	7年 (1年)	金融機関所定 又は 5年以内 1.7% 5年超 1.75%	(1, 2, 3, 4, 6号) 0.7% (5, 7, 8号) 0.63%	5号、7号、8号は責任共有制度対象 認定申請先:事業所の所在する市町村 ※認定の申請については、各市町村にお問い合わせください。 信用保証協会の保証付融資(県制度融資を含む場合に限る。)からの借換可 ※詳しくはこちらをご覧ください。 
危機関連枠 (責任共有制度対象外) 市町村長認定要	「中小企業信用保険法」に規定する「特例中小企業者」として市町村長の認定を受けた方 ※詳しくはこちらをご覧ください。 	運転	5,000万円 (別枠保証)	10年 (2年)	金融機関所定 又は 1.675%	0.6%	認定申請先:事業所の所在する市町村 ※認定の申請については、各市町村にお問い合わせください。 信用保証協会の保証付融資からの借換可 ※詳しくはこちらをご覧ください。 